

Yutaka East Youth Club (豊イーストユースクラブ) 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「Yutaka East Youth Club (豊イーストユースクラブ)」(以下「YEY」という。)と称する。

(目的)

第2条 YEY は会員相互の親睦を深め、安全で安心して暮らすことができる住みよい地域づくり、青少年の育成のための活動することを目的とする。

2 YEY の運営は豊町東町会事務局青少年部 (以下「青少年部」という。) が行う。

(事業)

第3条 YEY は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豊町東町会の行事に参加すること。
- (2) 地域の行事に参加すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事業、行事を企画、実施すること。

(事務所)

第4条 YEY は青少年部に所属し、豊町東町会事務局に置く。

(区域)

第5条 YEY の地域は、豊町東町会区域、および、その周辺区域とする。

第2章 会員

(資格)

第6条 YEY の会員は、YEY の区域内の小学生から高校生をもって構成する。

(入会)

第7条 YEY への入会は、青少年部に届け出るものとする。

2 会員は未成年者であることから、会員登録には保護者の承諾を必要とする。

(会費の納入)

第8条 YEY の会費は、1人年額1,200円とし、入会時の翌月までに納付するものとする。

2 年度途中で退会する場合でも、既に納付済の会費の返金は行いません。

3 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(退会)

第9条 YEY を退会しようとするときは、青少年部に届け出るものとする。

(個人情報)

第10条 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に則り厳格に管理する。

第3章 雜則

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項でYEY の運営に必要な事項は、豊町東町会規約に従う。

附 則

1. この規約の改正は、豊町東町会の執行役員の承諾をもって、青少年部が行う。

2. この規約は、令和2年4月11日から施行する。